

令和6年1月16日

事業者 各位

公益財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団  
理事長 野上 文敏

発掘調査業務委託に係る特定共同企業体  
入札参加資格審査申請について

当事業団が行う令和6年度発掘調査業務委託に係る指名競争入札に参加しようとする方は、令和5年12月4日付け「発掘調査業務委託指名競争入札参加資格審査申請について」（以下「単体申請」という。）により、申請いただいたところですが、令和6年度発注予定の下記発掘調査業務委託については、調査規模等を考慮し、単体企業のほか、単体申請を行った企業を構成員とする特定共同企業体による入札参加を認めることとしました。

については、特定共同企業体による入札に参加しようとする場合は、下記により申請を行ってください。

ただし、指名競争方式により行いますので、特定共同企業体による入札参加申請をいただいても指名されない場合があることをご了承ください。

なお、申請書類に関する情報は、当事業団が行う遺跡発掘調査業務委託に係る入札事務においてのみ使用し、他の用途に使用することはありません。

記

1 業務委託の概要

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 委託業務名 | 上野遺跡第8次 発掘調査作業及び関連諸工事業務委託   |
| (2) 調査場所  | 新潟県村上市 地内   |
| (3) 調査概要  |   |
| ア 調査面積    | 延べ5,800 m <sup>2</sup>  |
| イ 調査体制    | 現場代理人 1人 現場世話人 2人<br>発掘調査担当者の要件を満たす者 3人<br>発掘調査員 6人<br>1日当たりの発掘作業員数 60人 |
| (4) 委託期間  | 令和6年4月1日から令和7年3月31日   |
| (5) その他   |   |
| ア         | 特定共同企業体のほか、単体企業も指名の対象とする。   |

イ 発掘調査担当者は、当事業団職員とする。

## 2 特定共同企業体の要件

以下の要件をすべて満たす特定共同企業体であること。

- (1) 構成員の数は、3者以内であること。
- (2) 構成員の出資比率は以下のとおりであること。
  - ア 企業体代表者の出資比率は、他の構成員の出資比率以上であること。
  - イ 出資比率が最小の構成員の出資比率は、以下のとおりであること。
    - (ア) 構成員の数が2者の場合 30%以上
    - (イ) 構成員の数が3者の場合 20%以上
- (3) 別紙「本発掘調査における民間調査組織導入に関する指針」（以下「指針」という。）の要件を具備していること。
- (4) 構成員が次に掲げる要件のすべてを満たすこと。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当していないこと。
  - イ 本件委託業務に係る特定共同企業体の入札参加資格審査申請書を提出した日から本件委託業務の開札日までの間において、新潟県知事から指名停止措置を受けていない（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）こと。
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。（ただし、手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者又は入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (5) 特定共同企業体の構成員には、既に単体申請を行った企業を1社以上入れること。

## 3 申請書類について

### (1) 申請書類

以下、ア～コの書類を提出すること。

ただし、構成員のうち単体申請を行った企業については、エ～コの提出を省略することができるものとする。

また、資格審査にあたり、上記提出書類の他に別途関係書類の提出を求める場合はそれに応じるものとする。

ア 特定共同企業体入札参加資格審査申請書

イ 特定共同企業体協定書（写）

ウ 特定共同企業体の「発掘調査担当者・発掘調査員・土木作業管理者名簿」（様式2-1）

- エ 特定共同企業体の「発掘調査担当者・発掘調査員の履歴」(様式2-2)
  - オ 特定共同企業体の「土木作業管理者の履歴」(様式2-3)
  - カ 特定共同企業体の「発掘調査担当者・発掘調査員の報告書執筆歴」  
(様式2-4)
  - キ 特定共同企業体の「発掘調査担当者・発掘調査員の個人業績」(様式2-5)
  - ク 暴力団等の排除に関する誓約書
  - ケ 特定共同企業体の発掘調査担当者・土木作業管理者の「保険証(写)」又は、  
構成員との直接雇用が確認できる書類
  - コ 特定共同企業体の土木作業管理者が有する以下の「資格証(写)」
    - ・ 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者
    - ・ 地山掘削作業主任者
    - ・ 土止め支保工作業主任者
- (2) 書類作成上の留意事項  
別紙「記入要領」及び指針を参照すること。
- (3) 提出期限  
令和6年2月13日(火)午後5時必着  
**期限に間に合わない場合は、受付不可とする。**
- (4) 提出方法  
下記担当へ紙媒体での送付又は持参すること。

〒956-0845 新潟県新潟市秋葉区金津 93 番地 1

公益財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団

担当：総務課 伊藤

電話：0250-25-3981

FAX：0250-25-3986

メール：niigata@maibun.net

## 記 入 要 領

### 1 様式 2-1「発掘調査担当者・発掘調査員・土木作業管理者（現場代理人）名簿」について

- (1) 受注時に現場へ配置可能な社員を記入すること。
- (2) 「種別」欄には県指針 2 により、「発掘調査担当者」「発掘調査員」「土木作業管理者」のいずれかを記入すること。  
 なお、受注時に配置を必要とする「現場代理人」は、「土木作業管理者」に記入した者から選任すること。
- (3) 「専門分野」欄は、発掘調査担当者又は発掘調査員の場合で、専門分野（時代等）があれば、記入すること。
- (4) 「資格」欄は、保有している資格全てに○をつけること。列記してある資格以外で調査に関係のある資格を保有している場合は、その他（ ）に記入すること。
- (5) 「雇用形態」欄は、次の表から選んで記入すること。

区 分	説 明
正社員	週 38 時間 45 分以上の執務を行い、健康保険・厚生年金に加入し、雇用保険被保険者資格取得届を行っている者をいう。指揮命令権は雇用会社にある。
派遣社員	労働者派遣法に基づき派遣元会社と労働契約を結び、派遣元会社が派遣先会社から請け負った業務を派遣先で行う者をいう。指揮命令権は派遣先会社にある。
契約社員	個人又は他社の社員が受け入れた会社と期間の定めのある労働契約を結んでいる者をいう。指揮命令権は受入会社にある。
出向社員	在籍する会社の命令により、出向元会社の在籍のまま又は移籍して出向先から給与を受ける者をいう。指揮命令権は出向先にある。

- (6) 発掘調査担当者と土木作業管理者については、貴社の正社員であることの確認のため、健康保険被保険者証の写しを添付すること。
- (7) 入札参加申込書提出後に、様式 2-1「発掘調査担当者・発掘調査員・土木作業管理者名簿」の記載事項に追加又は変更があった場合は、その都度変更届と様式 2-1 (2)「発掘調査担当者・発掘調査員・土木作業管理者（現場代理人）変更名簿」を提出すること。  
 その場合、追加又は変更する職員についてのみ記入すること。

### 2 様式 2-2「発掘調査担当者・発掘調査員の履歴」について

- (1) 「発掘調査経験月通算」欄は、現地調査のみの経験月を記入し、「整理作業調査経験月通算」欄は、整理作業のみの経験月を記入すること。  
 なお、「(卒業後通算)」欄は各経験月通算の内数であり、卒業後の経験月を表す。
- (2) 「所在地・立地」欄及び「調査面積」欄は、4 (2)、4 (4) 及び 4 (7) に同じとする。
- (3) 「〔上段〕所属・身分等」欄は、派遣社員は派遣先の所属・身分を記入すること。(契約・出向も同じ)

記入例 「〇〇大学 学生」  
「△△教委 主任」  
「□□会社 調査係長」 など

「〔中段〕業務内容」欄は、該当するものにすべてに○を付ける。

発掘：現場における発掘調査

整理：発掘調査後の整理作業

執筆：執筆の有無 → 様式 2-4 と連動する。逆に様式 2-4 に執筆歴があるものは様式 2-2 にも記入すること。

編集：調査担当者等で、報告書刊行における編集責任者（通常、報告書 1 冊に編集責任者 1 名）

「〔下段〕職名」欄は、該当するものに○を付ける。

その調査に対して、発掘調査担当者又は発掘調査員でない場合は、すべて「その他」に○を付すこと。

(4) 「従事期間」は、現地発掘調査期間及び整理作業期間を含み、その調査での現地発掘調査月と整理作業月を記すこと。

なお、1ヶ月未満の端数は16日以上を切り上げ、未満は切り捨てること。

また、執筆のみの場合（正式な調査組織員でなく部分執筆した場合）は執筆年度のみを記入し、期間は記入不要。

(5) 過年度に発掘調査担当者又は発掘調査員としてこの様式を提出している者については、その旨を欄外に記入のうえ、直近に提出した時までの履歴を黒字で記入し、それ以降の履歴を赤字で記入すること。

### 3 様式 2-3 「土木作業管理者の履歴」について

(1) 土木作業管理者として必要な次の資格証のコピーを添付すること。

- ・建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者
- ・地山掘削作業主任者
- ・土止め支保工作業主任者

(2) 「所在地・立地」欄及び「調査面積」欄は、4 (2)、4 (4) 及び 4 (7) に同じとする。

### 4 様式 2-4 「発掘調査担当者・発掘調査員の報告書執筆歴」について

(1) 過去に執筆したものすべてを記入すること。

(2) 「執筆箇所」欄は、詳細に記入すること。

記入例 ○ 第●章 遺構  
○ 第●章 遺物  
○ 第●章 総括 等  
× 一部 (←どの部分の内容を執筆したか分からない)

(3) 「刊行年」欄について、報告書が未刊行（令和 5 年 12 月段階）の場合は、5 (4) に同じとする。

(4) 様式 2-2 「発掘調査担当者・発掘調査員の履歴」の下表右側 3 段列中段「業務内容」欄の「執筆」「編集」に○を付けた場合は、様式 2-4 を記入すること。

(5) 正式な調査組織員でなく、部分執筆した場合も記入すること。

## 5 様式 2-5「発掘調査担当者・発掘調査員の個人業績」について

(1) 過去の業績を記入すること。

(2) 個人業績が未刊行（令和 5 年 12 月段階）の場合、5 (4) と同じとする。

## 6 過去の誤記入例

- 様式 2-1 の発掘調査担当者、発掘調査員が、他社と重複している。
- 様式 2-1、様式 2-2、様式 2-4 に発掘担当者及び発掘調査員の要件を満たさない者を記入している（様式 2-1「種別」に「調査員補助」と記入）。
- 様式 2-2「調査経験月通算」が「卒業後通算」より短期間。
- 様式 2-2「立地」が未記入または土質を記入している。
- 様式 2-2「調査面積」が未記入。
- 様式 2-2「所属・身分等」の記入に不適切な表現を使用。
- 編集責任者（7 (4)）でないのに様式 2-2 の編集に○を付けている。
- 様式 2-2 と様式 2-4 の記載内容に整合性がない。
- 様式 2-4 に執筆歴があるにもかかわらず、様式 2-2 の執筆、編集のいずれにも○がない。
- 様式 2-4「刊行年」が未記入。
- 様式 2-4「執筆箇所」が不明瞭表現。
- 様式 2-4 に記された遺跡が様式 2-2 に記載されていない。

## 7 その他

受注時は、労働安全衛生法による安全衛生管理体制の整備（安全管理者及び衛生管理者又は安全衛生推進者の選任等）に十分留意してください。

# 特定共同企業体入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

公益財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団  
理事長 野上文敏 様

特定共同  
企業体の名称

代表者 千  
(構成員) 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
連絡先電話  
連絡先FAX

印

構成員 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

構成員 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

このたび、特定共同企業体を結成し入札に参加したいので入札参加資格の審査を申請します。

なお、特定共同企業体入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

資格審査を希望する業務委託の種類	発掘調査業務委託
対象業務(事業)名	上野遺跡第8次発掘調査作業及び関連諸工事業務委託

## 記載事項

特定共同企業体の名称は、構成員の商号又は名称を必ず冠し、かつ「特定共同企業体」の文字を用いたものとする。

# 特定共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 公益財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団発注に係る発掘調査作業及び関連諸工事業務（当該業務委託内容の変更に伴う業務委託を含む。以下、単に「業務委託」という。）の委託
- (2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、  
特定共同企業体（以下「企業体」という。）  
と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を  
に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和6年 月 日に成立し、その存続期間は、令和7年3月31日までとする。ただし、この期間を経過しても当企業体が契約した業務委託が完了するまでは解散することができない。

2 業務委託を契約することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務委託に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。



(代表者の名称)

第6条 当企業体は、  
を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務委託に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務委託について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

%

%

%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参考のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに委託業務の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、委託業務の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務委託の契約の履行及び下請契約その他の業務委託の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、  
とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務委託完了の都度当該業務委託について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務委託途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務委託を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務委託途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務委託を完了する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務委託途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(業務委託途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務委託途中において破産又は解散した場合には、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該業務委託につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり特定共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

特定共同企業体

代表者  
(構成員)

(構成員)

(構成員)

【様式】2-1 発掘調査担当者・発掘調査員・土木作業管理者(現場代理人)名簿

※ 受注時に現場へ配置可能な社員を記入すること。

種 別 ※ 各社の職名ではなく 県指針による標記種別 を記載すること。	氏 名	専門分野	資 格		雇用形態
			<input type="checkbox"/> 1級建設機械施工管理技士	<input type="checkbox"/> 小型車両系建設機械	
1			<input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 2級建設機施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士	
			<input type="checkbox"/> 2級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士補	
			<input type="checkbox"/> 地山掘削	<input type="checkbox"/> その他( )	
			<input type="checkbox"/> 土止支保工		
			2		
<input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 車両系建設機械				
<input type="checkbox"/> 2級建設機施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士				
<input type="checkbox"/> 2級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士補				
<input type="checkbox"/> 地山掘削	<input type="checkbox"/> その他( )				
<input type="checkbox"/> 土止支保工					
3			<input type="checkbox"/> 1級建設機械施工管理技士	<input type="checkbox"/> 小型車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 2級建設機施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士	
			<input type="checkbox"/> 2級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士補	
			<input type="checkbox"/> 地山掘削	<input type="checkbox"/> その他( )	
			<input type="checkbox"/> 土止支保工		
4			<input type="checkbox"/> 1級建設機械施工管理技士	<input type="checkbox"/> 小型車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 2級建設機施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士	
			<input type="checkbox"/> 2級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士補	
			<input type="checkbox"/> 地山掘削	<input type="checkbox"/> その他( )	
			<input type="checkbox"/> 土止支保工		
5			<input type="checkbox"/> 1級建設機械施工管理技士	<input type="checkbox"/> 小型車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 2級建設機施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士	
			<input type="checkbox"/> 2級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士補	
			<input type="checkbox"/> 地山掘削	<input type="checkbox"/> その他( )	
			<input type="checkbox"/> 土止支保工		
6			<input type="checkbox"/> 1級建設機械施工管理技士	<input type="checkbox"/> 小型車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 2級建設機施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士	
			<input type="checkbox"/> 2級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士補	
			<input type="checkbox"/> 地山掘削	<input type="checkbox"/> その他( )	
			<input type="checkbox"/> 土止支保工		
7			<input type="checkbox"/> 1級建設機械施工管理技士	<input type="checkbox"/> 小型車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 2級建設機施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士	
			<input type="checkbox"/> 2級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士補	
			<input type="checkbox"/> 地山掘削	<input type="checkbox"/> その他( )	
			<input type="checkbox"/> 土止支保工		
8			<input type="checkbox"/> 1級建設機械施工管理技士	<input type="checkbox"/> 小型車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 2級建設機施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士	
			<input type="checkbox"/> 2級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士補	
			<input type="checkbox"/> 地山掘削	<input type="checkbox"/> その他( )	
			<input type="checkbox"/> 土止支保工		
9			<input type="checkbox"/> 1級建設機械施工管理技士	<input type="checkbox"/> 小型車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 2級建設機施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士	
			<input type="checkbox"/> 2級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士補	
			<input type="checkbox"/> 地山掘削	<input type="checkbox"/> その他( )	
			<input type="checkbox"/> 土止支保工		
10			<input type="checkbox"/> 1級建設機械施工管理技士	<input type="checkbox"/> 小型車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 1級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 車両系建設機械	
			<input type="checkbox"/> 2級建設機施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士	
			<input type="checkbox"/> 2級土木施工管理技士	<input type="checkbox"/> 測量士補	
			<input type="checkbox"/> 地山掘削	<input type="checkbox"/> その他( )	
			<input type="checkbox"/> 土止支保工		













## 本発掘調査における民間調査組織導入に関する指針

平成16年3月24日

新潟県教育委員会教育長

### 1 趣 旨

この指針は、文化財保護法（以下「法」という。）、平成10年9月29日付け文化庁次長通知「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）」及び新潟県埋蔵文化財事務取扱要綱（平成13年3月31日制定 以下「県事務取扱要綱」という。）に基づき、土木工事等に伴う記録作成を目的とする本発掘調査において、埋蔵文化財の発掘調査事業を目的とする営利法人（以下「民間調査組織」という。）を導入する場合に必要な事項を定めるものである。

### 2 民間調査組織の要件

民間調査組織とは定款に発掘調査業務が明記され、かつ発掘調査について十分な資質を有する発掘調査担当者、発掘調査員及び土木作業管理者を常時雇用している営利法人とする。発掘調査担当者、発掘調査員及び土木作業管理者の要件は以下のとおりとする。

#### (1) 発掘調査担当者

発掘調査担当者とは、考古学の専門的知識・調査技術の両面で調査の対象となる遺跡について発掘調査の実施に十分な能力と経験を有し、全体の作業を掌握して発掘調査の全工程を適切に進行させることができるとともに、新潟県教育委員会（以下「県教委」という。）発行の発掘調査報告書と同レベル程度の内容のものを適切に作成できる者とする。

原則として、次のいずれかに該当する者であること。

ア 法第99条の規定による通知や法第92条に基づく届出で、発掘調査担当者として県教委に受理された経験をもつ者であり、かつ過去に発掘調査担当者となった遺跡の調査を適切に完了している者とする。

ただし、県事務取扱要綱第8条の2による確認で、発掘調査担当者として適切でないと判断された場合はこの限りでない。

イ ア以外の者

#### 1) 大学（4年制）若しくは大学院で考古学を専攻した者

卒業（修了）後、発掘調査担当者又は、発掘調査員として実質2年以上の発掘調査経験を有し、2冊以上の報告書主要項目（遺構、遺物、総括等とし、調査経緯、調査経過、遺跡の立地等は含まない。以下同じ。）の執筆歴がある者。

#### 2) 1) 以外の者

発掘調査担当者又は発掘調査員として実質5年以上の発掘調査経験と、5冊以上の報告書主要項目の執筆歴がある者。

#### (2) 発掘調査員

発掘調査員とは考古学の専門的知識・調査技術の両面で、調査の対象となる遺跡について発掘調査を実施する能力と経験を有し、発掘調査担当者の指示に基づき、発掘調査現場の作業を掌握して発掘調査を適

切に進行させることができるとともに、県教委発行の発掘調査報告書と同レベル程度の内容を有するものを適切に作成できる者とする。

原則として以下の要件を満たす者とする。

ア 大学（４年制）若しくは大学院で考古学を専攻した者

実質１年以上の発掘調査経験があり、報告書主要項目の執筆歴がある者。

イ ア以外の者

実質３年以上の発掘調査経験があり、２冊以上の報告書主要項目の執筆歴がある者。

### （３）土木作業管理者

土木作業管理者とは、現場に常駐して全体の作業を掌握し、発掘調査担当者の指示に従って安全管理・危険防止・機械掘削・人力掘削等の指揮監督を行い、発掘調査を適切に進行させることができる者とする。

具体的には以下の資格を全て有する者とする。

- ・建設業法第26条第1項に規定する主任技術者の資格
- ・地山掘削作業主任者
- ・土止め支保工作業主任者

## 3 民間調査組織が留意すべき事項

### （１）発掘調査担当者の変更

発掘調査は調査報告書の刊行をもって終了するものであることから、発掘調査から報告書作成までを同じ発掘調査担当者が行うことが望ましいものであり、特別な事情を除き発掘調査担当者の変更を行わないものとする。

### （２）発掘調査担当者の複数担当

発掘調査担当者は現場に常駐し、全体作業を掌握して発掘調査の全工程を適切に進行させる必要があることから、原則として同一時期に複数の発掘調査や発掘調査と報告書作成業務を行わないものとする。ただし、発掘調査計画を対比した結果、複数の業務が適切に遂行できる場合はこの限りでない。

## 4 民間調査組織に求める書類

発掘調査の円滑な実施のため、適宜、次の書類の提出を求めることとする。

- ① 組織の概要（組織の発掘調査実績・報告書作成実績）【様式1】
- ② 発掘調査担当者・発掘調査員・調査補助員・土木作業管理者の他、各種資格保有者名簿及び経歴【様式2】
- ③ 調査方法・期間
- ④ 調査期間中における調査人員の配置状況
- ⑤ 調査経費及び積算根拠

## 5 民間調査組織を導入した際の遵守事項

適切な発掘調査の実施には、現地発掘作業終了時のみの確認作業では判断できないため、調査の各工程で細部にわたる徹底した管理を行うこととする。これは、調査終了後に記録類の不備等が確認されても、現地発掘作業をやり直すことができないという発掘調査が元来持ち合わせている特質のためであり、具体的な管理は以下のとおりとする。

### (1) 管理監督

定期的に以下の管理を行うこととする。

- ア 包含層掘削や、遺構の検出・掘削が適切な方法で行われていること
- イ 遺物包含層と遺構の時代・時期が適切に捉えられていること
- ウ 写真・図面等の記録類が適切に作成されていること
- エ 各工程で調査遺跡の性格が適切に捉えられていること
- オ 安全管理が適切に行われていること

### (2) 是正指示

現地発掘作業において上記の事柄が適切に行われていない場合は、速やかに是正を指示することとする。このような指示の後においても、適切な発掘調査が実施されない場合は、発掘調査担当者の交代等、具体的な改善策を講じることとする。

なお、報告書の作成も同様に、適正な作成状況が認められない場合は、「記録保存のための発掘調査」という主旨から逸脱するため、作成のやり直しを指示することとする。

### (3) 現地発掘作業の完了検査

定期的な管理により記録保存として十分な記録類が適切に作成され、調査の目的が達せられた場合に現地発掘調査作業が完了したものとする。

## 6 施行時期

この指針は、平成16年4月1日から施行する。

## 暴力団等の排除に関する誓約書

令和 年 月 日

公益財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団  
理事長 野上文敏 様

住所  
氏名又は名称  
代表者名

私は、貴財団の発掘調査業務に係る入札の参加申し込みの際し、次の事項を誓約します。

- 1 当社又は当社の役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいう。）は、契約締結から履行が完了するまでの間、次のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
  - (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - (7) (3) から (6) に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 2 上記の誓約事項に虚偽の内容があった場合及び下記（1）又は（2）の場合には、貴財団に契約の解除権及びこれに伴う損害賠償請求権等が生じることを認めます。
  - (1) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記1（1）～（7）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (2) 上記1（1）～（7）までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（2（1）に該当する場合を除く。）に、そのことを知った貴財団が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。